

鳥取県告示第 918 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	訪問看護ステーションひまわり	倉吉市東昭和町158 - 1	平成18年12月 1 日